

大地震で 賠償請求!?

まさか、わが社が
訴えられるなんて…!



ご存知ですか?

企業にとっても 怖い 地震!!

その1* 政府労災は、**地震・津波**などによる**業務中**(勤務中・通勤中)の**ケガ・死亡**も**労災認定する傾向!**

■業務災害の例

勤務中に、地震が発生、倒れてきた書棚の下敷きになってケガをした場合



■通勤災害の例

帰宅途中に地震による津波が発生、避難場所へ移動中に津波に巻き込まれ死亡した場合



その2* **地震による事故死**も企業の「**安全配慮義務違反**」として**民事訴訟になる場合があります!**

Case 1

津波死亡の家族、会社を提訴

地震による津波でスーパー販売店員らが死亡・行方不明となったのは、会社が安全配慮義務を怠ったためとして、店員3人の家族が会社を相手取り、慰謝料など総額約2億5,000万円を求める損害賠償訴訟を提起した。



安全配慮
義務違反!

Case 2

バイト中に震災死、安全配慮怠ったと親が提訴

地震で飲食店のアルバイト勤務中に死亡した高校3年生の女子生徒(当時18歳)の両親が、店舗運営会社を相手取り約8,000万円の損害賠償を求める訴訟を起こした。



アルバイトにも
損害賠償!?

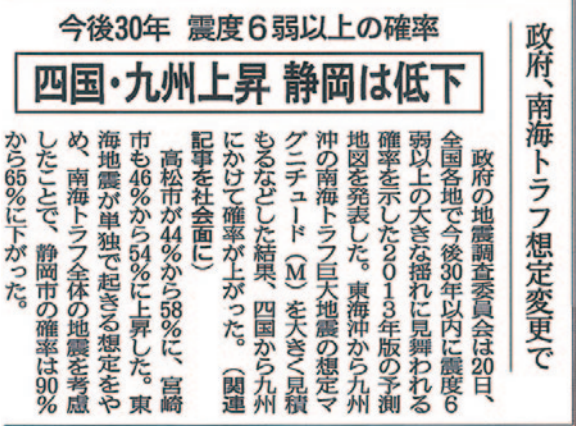
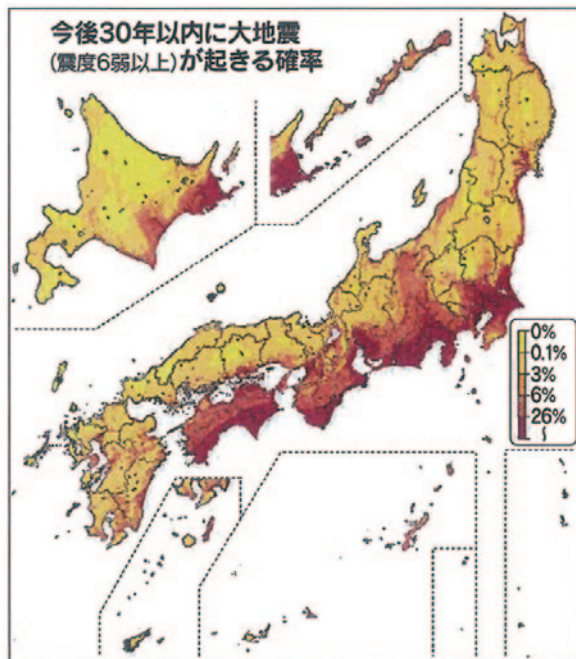
※これらの事例は引受保険会社(東京海上日動)が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

御社が加入している労災上乗せ保険は、
地震・噴火またはこれらによる**津波などの天災によるリスクに対応していますか?**

これまで、保険会社の労災上乗せ保険などの損害保険では、基本的に、地震・噴火またはこれらによる津波による損害は支払いの対象としていません(地震・噴火またはこれらによる津波による損害を補償の対象とするためには、特約を付帯しなければなりません)。地震や津波により従業員の皆様が死傷した場合は、**政府労災では補償の対象となるのに、労災上乗せ補償では、支払いの対象外というケースが発生しており、労災上乗せ補償の見直しが必要な状況になってきています。**また、**企業への地震・噴火またはこれらによる津波による注意義務、安全配慮義務も高まっており、事業継続の観点からも、災害に対する備えが必要といえます。**

裏面もご覧ください

日本では、地震リスクへの備えは不可欠!!



※2013年12月21日 日本経済新聞朝刊



あなたの会社の準備は大丈夫?



災害時の事業リスクチェックリスト

- 政府労災保険では、業務中の地震等による事故でも、労災給付金が支給される場合があることをご存知ですか?
☐ はい ☐ いいえ
- 地震等による労災事故で死傷した従業員に、企業負担で弔慰金や見舞金等を支払う準備はできていますか?
☐ はい ☐ いいえ
- 地震等による労災事故で死傷した従業員が複数いた場合にも、企業負担で弔慰金や見舞金等を支払う準備はできていますか?
☐ はい ☐ いいえ
- 万一、地震等による労災事故で死傷した従業員やその遺族により、損害賠償請求を提起された場合の準備はできていますか?
☐ はい ☐ いいえ

「いいえ」がひとつでもある場合、対応を検討する必要があります。



ご安心ください!

「地震・噴火・津波危険補償特約」をセットすれば

- 業務中の地震・噴火またはこれらによる津波による従業員のケガ・ケガによる死亡を補償!
- 保険金を法定外補償規定による見舞金・弔慰金として、企業から被災者やその家族にお渡しできます!
- さらに業務中の地震・噴火またはこれらによる津波による従業員のケガや病気についての企業の法律上の賠償責任を最大1名あたり**5億円/1災害あたり10億円まで補償!**

労災上乗せ保険の **地震・噴火** またはこれらによる**津波等** の備えには、**解決策をご用意**しています!

■特約の概要(業務災害総合保険)

特約名	保険金をお支払いする場合
地震・噴火・津波危険補償特約条項 (オプション)	(1) 従業員の方等が下記のいずれかの事由により被った身体障害について、保険金をお支払いします。 ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 (2) (1)の保険金とは、次のものをいいます。ただし、普通保険約款および業務災害補償特約条項ならびにこの保険契約に付帯される他の特約条項において補償対象としているものに限りません。 ① 死亡補償保険金 ② 後遺障害補償保険金 ③ 入院補償保険金 ④ 手術補償保険金 ⑤ 通院補償保険金 ⑥ 休業補償保険金 ⑦ 災害付帯費用保険金 (3) この保険契約に使用者賠償責任補償特約条項が付帯されている場合は、引受保険会社は、次のいずれかの事由によって従業員の方等が被った身体障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対しても、使用者賠償責任補償特約条項に基づく保険金を支払います。 ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故 (4) この保険契約に法律相談費用補償特約条項が付帯されている場合は、引受保険会社は、次のいずれかの事由によって補償対象者が被った身体障害について、被保険者があらかじめ引受保険会社の同意を得て法律相談を行う場合に法律相談費用を負担することによって被る損害に対しても、法律相談費用補償特約条項に基づく保険金を支払います。 ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

※上記の保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。

※本チラシは、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会を契約者とする業務災害総合保険団体契約の概要についてご紹介するものです。ご加入にあたっては、必ず「パンフレット兼重要事項説明書」をよくお読みください。保険内容の詳細は、団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら、代理店または引受保険会社におたずねください。

【取扱代理店】

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社

【担当課支社】